

第1回審査会での意見に対する事務局対応について

	主 な 意 見	対 応
1	<p>【既存ストックを活用したプレジャーボートの係留場所について】 係留を認める場所の静穏性・安全性の判断基準をどのように考えるか。 また、認める際の県の責任はどのように考えていくのか。</p>	<p>静穏性・安全性の判断基準及び県の責任に関する考え方については、今回の審査会資料に事務局案をまとめました。</p>
2	<p>【許可手続及び料金徴収のあり方について】 放置艇数が多いので、プレジャーボート組合のような利用者団体に一括して許可を出す手法も検討した方がよい。 係留の対価としての料金設定においては、既存の係留保管施設から利用者が流出する可能性も考慮すべき。</p>	<p>利用者団体の取扱い及び料金設定については、第3回審査会時に事務局案を示したいと思います。</p>
3	<p>【地元住民の係留について】 地元住民による係船に関する長年の秩序が出来上がっている地区では、それを考慮すべきである。</p>	<p>御指摘のような秩序が出来上がっている地区の対応については、今回の審査会資料に事務局案をまとめました。</p>
4	<p>【廃船の処理について】 放置艇の約25パーセントを占めると考えられる所有者不明の廃船の処理については、課題である。 新たに廃船を生じさせない対策も考えるべき。</p>	<p>廃船対策については、第3回審査会時に事務局案を示したいと思います。</p>
5	<p>【新たな放置艇発生防止について】 放置艇解消だけでなく、新たな放置艇を発生させないようにすることも考えておくべき。</p>	<p>放置艇が現存する区域だけでなく、今後放置艇が生じるおそれがある区域についても、禁止区域の指定を行うことによって、新たな放置艇を発生させないことを考えています。</p>

6	<p>【保管場所確保の義務化について】 車の車庫証明のように、所有者に保管場所を明確にさせる制度もあった方がよい。</p>	<p>保管場所が確保できた段階で、国による法制化（小型船舶登録法等の改正）又は県による条例化（PB条例の改正）によって、保管場所確保の義務付けを図りたいと考えておりますが、第3回審査会時に方向性を示したいと思っております。</p>
7	<p>【プレジャーボート所有者に関する概要調査について】 プレジャーボートの所有目的は釣りなどのレジャーなのか、所有者は地元かどうかなどを県で調査したものがあるか。</p>	<p>所有目的を改めて調査したものはありませんが、所有者が地元住民かどうかについては、概要調査の結果、地方部の港湾・漁港に係留しているプレジャーボートの所有者は地元住民であるケースが過半数と推測されます。</p>
8	<p>【関係機関のリストについて】 放置艇対策の関係機関のリストを見せてほしい。</p>	<p>別紙のとおりです。</p>
9	<p>【プレジャーボートの表現について】 類型別対応方針中のプレジャーボートは、狭義のプレジャーボートなので、表現を考えた方がよい。</p>	<p>御指摘のとおりなので、狭義のプレジャーボートを「モーターボート・ヨット類」と表現しています。</p>
10	<p>【プレジャーボート・漁船以外の船舶の扱いについて】 旅客船、貨物船等の業務用船舶、国、地方公共団体等所有の船舶、ろかい船などの船舶の対応はどうするのか。</p>	<p>旅客船・貨物船や国等所有の船舶が放置されているケースはほぼないものと考えております。 ろかい船については、海での係留は少ないものと思われませんが、必要な場合、プレジャーボートの放置艇対策としてではなく、一般の不法占用物件の対応として対処することとします。</p>
11	<p>【他県事例について】 他県における参考事例を示すこと。</p>	<p>既存ストックを活用した係留保管場所の確保の他県事例について、今回の審査会資料に示しております。</p>

中国地区舟艇利用振興対策連絡会議 参加機関

団 体 名		部 課 名
関 係 行 政 機 関	国土交通省	海事局 船舶産業課
		中国運輸局 海事振興部 船舶産業課（事務局）
		中国運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
		中国運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課
		中国運輸局 観光部 観光地域振興課
		中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課（事務局）
		中国地方整備局 河川部 水政課
	海上保安庁	第六管区海上保安本部 交通部 安全課
		第六管区海上保安本部 警備救難部 救難課
		第八管区海上保安本部 交通部 安全課
	鳥取県	県土整備部 空港港湾課
	島根県	土木部 港湾空港課
	岡山県	土木部 港湾課
	広島県	土木建築局 港湾振興課
山口県	土木建築部 港湾課	
関 係 団 体	日本小型船舶検査機構 中国支部	
	（一社）日本マリン事業協会 中国支部	
	NPO法人パーソナルウォータークラフト安全協会 中国地方本部	
	（一社）日本マリーナ・ビーチ協会 広島県支部	
	（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会	
	（株）日本船舶職員養成協会西日本 中国事務所	
	（一財）尾道海技学院	
	（公社）瀬戸内海小型船安全協会	
（一社）日本海事代理士会		

中国地区舟艇利用振興対策連絡会議とは

中国運輸局海事振興部船舶産業課及び中国地方整備局港湾空港部海洋環境・技術課を事務局として年に1回開催される連絡会議で、プレジャーボート等の舟艇を利用した海洋レクリエーションの普及・振興を図っていくため、舟艇利用を巡る諸問題に関する情報交換等を行うもの。